



円滑な事業承継をサポート

事業承継サポートデスク 電話 052-454-0526

相談無料

事業承継に関するさまざまな課題の解決をサポートするための専用窓口。
悩んだら、まずはお電話ください！

事業承継セミナー

→ 知識習得をサポート

ローカルベンチマーク策定支援チーム「アイビー」による支援

→ 経営の見える化をサポート

専門家派遣

→ 経営課題の把握・改善、事業承継計画の策定をサポート

関係機関との連携

→ 愛知県事業承継・引継ぎ支援センター、商工会議所・商工会等と連携してサポート

保証制度による資金調達



事業承継に係る主な保証制度



こんな時に おすすめ	事業承継 特別保証	経営承継 借換関連保証	事業承継 サポート保証 (ゆずりは)	経営承継 関連保証	特定経営承継 関連保証	経営承継 準備関連保証	特定経営承継 準備関連保証
	経営者保証を 不要としたい	経営者保証を 解除したい	持株会社を 活用した承継に	自社株や 事業用資産 の買取りに	後継者個人 による承継に	企業間買収 ・M&Aに	従業員等個人 による承継に
保証対象者	事業会社※2	事業会社※2,4	持株会社※3	事業会社※4 または個人の 中小企業者	代表者個人	会社※4 または個人の 中小企業者	事業を営んで いない個人
認定を 受けるか※1	—	同上	—	同上	事業会社	同上	同上
株式取得資金	●	—	● ※5	● (法人の場合のみ)	●	● ※5	● ※5
事業用資産等 の取得資金	●	—	●	●	●	●	●
借換資金	●	●	—	—	—	—	—

※1 経営承継円滑化法に基づく都道府県知事の認定
 ※2 一定の財務要件等があります。
 ※3 後継者が発行済議決権株式総数の3分の2以上を保有している必要があります。
 ※4 会社法の株式会社、特例有限会社、合名会社、合資会社または合同会社に限ります。
 ※5 発行済議決権株式総数の2分の1超を取得する場合に限ります。

事業承継



従業員へ
引継ぐ

親族へ
引継ぐ

第三者へ
引継ぐ (M&A)

事業承継計画
の策定

事業承継に
向けた経営改善

経営状況・
経営課題の把握

サポートします！
会社の未来



		事業承継に際して、経営者保証を不要とするパターン						事業承継に必要な資金を調達するパターン										
		一般保証		別枠保証		一般保証		別枠保証										
制度	事業承継特別保証						経営承継借換関連保証		事業承継サポート保証(ゆずりは)		経営承継関連保証		特定経営承継関連保証		経営承継準備関連保証		特定経営承継準備関連保証	
	県制度を兼ねる場合	環承特1・2		環承特3・4		環承借換				環承経		環承経特		環承経準		環承経特準		
保証対象者	3年以内に事業承継を予定している法人 ^{※1}		令和2年1月1日以降に事業承継を実施し、事業承継日から3年を経過していない法人 ^{※1}		3年以内に事業承継を予定している会社 ^{※1※2}		事業承継計画を策定しており、代表者(後継者)が3分の2以上の株式を保有する持株会社		事業承継を実施した個人、会社 ^{※2}		事業承継を実施した会社の新代表者(後継者)個人		県知事が認定した中小企業者に対して、他の中小企業者の経営の承継を行う個人、会社 ^{※2}		県知事が認定した事業を営んでいない個人			
認定を受けるかた	不要		不要		同上		不要		同上		事業承継を実施した会社		同上		同上			
資金使途	個人保証付き融資の借換資金および経営の承継に際して必要な事業資金		事業承継前に借りた個人保証付き融資の借換資金		代表者の個人保証付き融資の借換資金 *保証料等借換に必要な費用のみ上乘せ可		①株式 ^{※3} の取得に必要な資金 ②被後継者が所有する事業用資産の取得に必要な資金		経営の承継に際して必要な事業資金 ^{※4}		経営の承継に際して必要な事業資金 ^{※4}		他の中小企業者の経営の承継に不可欠な事業用資産・株式 ^{※3} 等を取得するために必要な資金		他の中小企業者の経営の承継に不可欠な事業用資産・株式 ^{※3} 等を取得するために必要な資金			
限度額	2億8,000万円				2億8,000万円		2億8,000万円 *一般保証との合算限度あり		2億8,000万円		2億8,000万円 *一般保証との合算限度あり		2億8,000万円		2億8,000万円 *一般保証との合算限度あり			
融資期間利率	10年以内(金融機関所定利率)	1年超3年以内0.9% 3年超5年以内1.0% 5年超7年以内1.1% 7年超10年以内1.2%	10年以内(金融機関所定利率)	1年超3年以内0.9% 3年超5年以内1.0% 5年超7年以内1.1% 7年超10年以内1.2%	10年以内(金融機関所定利率)	1年超3年以内0.9% 3年超5年以内1.0% 5年超7年以内1.1% 7年超10年以内1.2%	20年以内(金融機関所定利率)	運転10年以内 設備15年以内(金融機関所定利率)	1年超3年以内1.1% 3年超5年以内1.2% 5年超7年以内1.3% 7年超10年以内1.4% ^{※5}	運転10年以内 設備15年以内(金融機関所定利率)	1年超3年以内1.1% 3年超5年以内1.2% 5年超7年以内1.3% 7年超10年以内1.4% ^{※5}	運転10年以内 設備15年以内(金融機関所定利率)	1年超3年以内1.1% 3年超5年以内1.2% 5年超7年以内1.3% 7年超10年以内1.4% ^{※5}	運転10年以内 設備15年以内(金融機関所定利率)	1年超3年以内1.1% 3年超5年以内1.2% 5年超7年以内1.3% 7年超10年以内1.4% ^{※5}	運転10年以内 設備15年以内(金融機関所定利率)	1年超3年以内1.1% 3年超5年以内1.2% 5年超7年以内1.3% 7年超10年以内1.4% ^{※5}	
貸付形式	証書貸付、手形貸付	証書貸付	証書貸付、手形貸付	証書貸付	証書貸付、手形貸付	証書貸付	証書貸付	証書貸付、手形貸付、手形割引、電子記録債権割引	証書貸付	証書貸付、手形貸付	証書貸付	証書貸付、手形貸付、手形割引、電子記録債権割引	証書貸付	証書貸付	証書貸付	証書貸付	証書貸付	
返済方法	均等分割返済(1年以内は一括返済も可)	均等分割返済	均等分割返済(1年以内は一括返済も可)	均等分割返済	均等分割返済(1年以内は一括返済も可)	均等分割返済	均等分割返済	均等分割返済(1年以内は一括返済も可)	均等分割返済	均等分割返済(1年以内は一括返済も可)	均等分割返済	均等分割返済(1年以内は一括返済も可)	均等分割返済	均等分割返済(1年以内は一括返済も可)	均等分割返済	均等分割返済(1年以内は一括返済も可)	均等分割返済	
据置期間	1年以内	1年以内	1年以内	1年以内	1年以内	1年以内	2年以内	1年以内	1年以内	1年以内	1年以内	1年以内	1年以内	1年以内	1年以内	1年以内	1年以内	
保証料率	年0.45~1.90% 保証料率軽減対象 ^{※6} の場合は年0.20~1.15%	年0.40~1.83% 保証料率軽減対象 ^{※6} の場合は年0.20~1.15%	年0.45~1.90% 保証料率軽減対象 ^{※6} の場合は年0.20~1.15%	年0.40~1.83% 保証料率軽減対象 ^{※6} の場合は年0.20~1.15%	年0.45~1.90% 保証料率軽減対象 ^{※6} の場合は年0.20~1.15%	年0.40~1.83% 保証料率軽減対象 ^{※6} の場合は年0.20~1.15%	年0.45~1.90%	年0.45~1.90%	年0.40~1.83%	年0.45~1.90%	年0.40~1.83%	年0.45~1.90% ^{※7}	年0.40~1.83% ^{※7}	年1.15%	年1.12%			
保証人	不要				不要		必要となる場合がある。ただし、原則として持株会社の代表者及び事業会社以外は不要とする。	必要となる場合がある。ただし、原則として法人代表者以外は不要とする。	必要となる場合がある。ただし、原則として認定中小企業者以外は不要とする。	必要となる場合がある。ただし、原則として法人代表者又は他の中小企業者(会社に限る)以外は不要とする。 ^{※8}	必要となる場合がある。ただし、原則として他の中小企業者(会社に限る)以外は不要とする。							
必要書類	<ul style="list-style-type: none"> 事業承継計画書 財務要件等確認書 借換債務等確認書 *申込金融機関以外からの借入金を借り換える場合は、 <u>他行借換依頼書兼確認書</u> が必要です。				<ul style="list-style-type: none"> 認定書の写し 認定申請書の写し 認定申請の提出書類の写し 財務要件等確認書 借換債務等確認書 *申込金融機関以外からの借入金を借り換える場合は、 <u>他行借換依頼書兼確認書</u> が必要です。		<ul style="list-style-type: none"> 事業承継計画書の表紙 事業承継計画書 持株会社及び事業会社の株主名簿の写し 事業会社の商業登記簿謄本の写し 事業会社の決算書の写し(2期分) *資金使途①の場合は、 <u>株式評価算定書の表紙および税理士等が作成した株式評価算定書</u> が必要です。	<ul style="list-style-type: none"> 認定書の写し 認定申請書の写し 認定申請の提出書類の写し 	<ul style="list-style-type: none"> 認定書の写し 認定申請書の写し 認定申請の提出書類の写し 	<ul style="list-style-type: none"> 認定書の写し 認定申請書の写し 認定申請の提出書類の写し 	<ul style="list-style-type: none"> 認定書の写し 認定申請書の写し 認定申請の提出書類の写し 							

- ^{※1} 次の財務要件を満たすことが必要です。 ① 資産超過であること ② EBITDA有利子負債倍率((借入金・社債-現預金)÷(営業利益+減価償却費))が15倍以内であること ③ 法人・個人の分離がなされていること ④ 返済緩和している借入金がないこと
^{※2} 会社法の株式会社、特例有限会社、合名会社、合資会社または合同会社に限ります。
^{※3} 発行済議決権株式総数の2分の1超を取得する場合に限ります。
^{※4} 県知事が認定した経営の承継の円滑化に必要な次の資金が対象になります。 ①議決権株式の取得資金 ②事業用資産等の取得資金 ③事業用資産等に係る相続税または贈与税の納税資金 ④他の共同相続人に対して負担する債務の返済資金または遺留分侵害額の請求に基づき支払うべき金銭(他の共同相続人に対して負担する債務の返済資金、事業用資産等の返還義務を免れるための価格弁償資金) ⑤その他の運転資金
^{※5} 愛知県事業承継ネットワークの構成機関等による支援を受けた場合は、記載の金利から0.2%引下げとなります。
^{※6} ①中小企業活性化協議会によるガバナンス体制の確認を受けた後、②事業承継・引継ぎ支援センターによる事業承継計画の確認を受けた「ガバナンス体制の整備に関するチェックシート」を提出した場合をいいます。
^{※7} 申込人が事業を営んでいない者である場合および個人として事業を営む者であるものの貸借対照表及び損益計算書を作成していない場合は一律年1.15%(県制度は年1.12%)となります。
^{※8} ※1の財務要件を満たし、「財務要件等確認書」を提出した場合は、保証人不要の取扱いが可能です。

事業承継応援割引	代表者の年齢が保証申込み時点で60歳以上であり、事業承継計画 [※] を策定し、県知事の認定を受けているかたが、次の保証制度を利用する場合、保証料率を0.1%引下げます。
	<u>認定支援税理士連携推進保証(T連携)</u> <u>協調推進保証同時実行型(コラボあいち)・ストック型(リレーションあいち)</u> <u>推進保証(A推進)</u> <u>長期一括保証(ライナーII)</u>
	[※] 後継者の氏名や事業承継の時期、承継時までの経営の見通し等に加え、認定経営革新等支援機関による指導および助言の内容等が記載されたものをいいます。 [*] ご利用には、「特例承継計画に基づく保証料割引制度に関する申請書・推薦書」の提出が必要です。